会員各位

(一社) 熊本県警備業協会 専務理事 西 橋 一 裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行 う者等を定める規程」の改正及び公布について(第13報)

## 質問

新任教育を終えた警備員についても、新任教育をした日の属する 年度も、現任教育を行う必要はあるのか?

## 答

新任教育をした日の属する年度は、現任教育を行う必要はない。

警備業法施行規則第38条第5項内の「備考」参照

教育時間数以上行うものとする。 警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる 業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。)に対する教育は、 行わなくてもよい。 員で当該指導教育責任者資格者 業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。 業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行つた日の属する年度は、 区分の警備業務に従事させてい 証に係る警備業務の区分以外の 格者証の交付を受けている警備 いるもの又は指導教育責任者資 る種別の警備業務に従事させて る警備員で当該合格証明書に係 ものを除く。)の交付を受けてい 明書(国家公安委員会が定める に従事させているもの、合格証 種別の警備業務以外の警備業務 警備員で当該合格証明書に係る 合格証明書の交付を受けている この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備 一の項に掲げる警備員以外の警 警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する年度は、 表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新た 警備員の区分 業務別教育 基本教育及び業務別教育 次の表の上欄に掲げる 教育時間数

警備員のなけていて、可長の中間に見げる效宜の垂頂でつれて、毎月度、可長の下側に見げる業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。)に対する教育は、次の表の上欄に掲げる「指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及びの交付を受けている警備員で当該合格証明書(国家公安委員会が定めるものに限る)。

※ 上記内容については、12月20日、警察本部に確認済み。

5 |